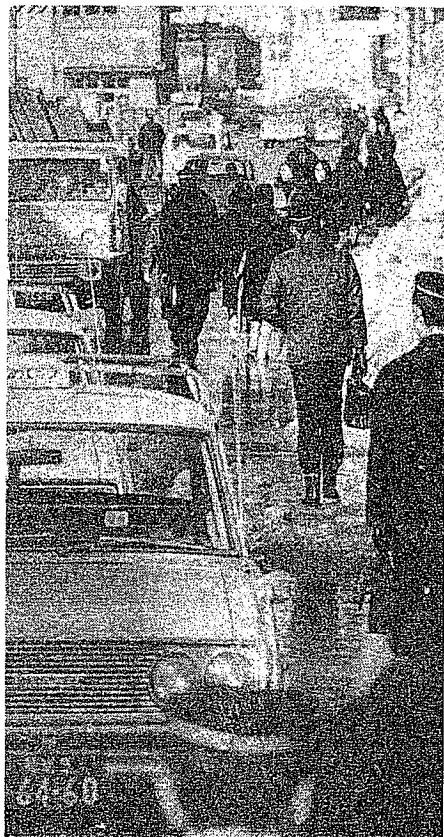


市政だより

No.290-1969 (定価5円)
毎月2回。1日、15日発行
昭和26年7月6日第三種郵便物認可
発行所・会津若松市役所
発行人・松本善
編集・総務部市長公室広報係



道路は人と車でいっぱい
事故はいつあなたの身に…

2月15日から受付開始

昨年4月1日から発足した「会津若松市民交通災害共済組合」は、まもなく2年目になります。この制度のねらいは、激増している交通災害に対処するために設けられたもので、市民ひとりひとりが会費を出しあい、不幸にして事故にあわれた方を助けあっていこうというものです。

会費はことしから年間330円（大人分）。昨年は365円）と安くなり、利用しやすくなりました。2月15日から加入の申し込みを受け付けますので、ご家族そろってご加入ください。

▽交通事故とは…
この共済制度の交通事故とは、自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛馬車、トロリーバスなどの車両によって国内で発生した人身事故をいいます。

◇共済期間は
毎年、4月1日から翌年
三月三十一日までの一年間
その間、いつでも入会できます。

◇市民ならだれでも会員に
会津若松市に住民登録をしている方、または外国人登録をしている方なら、どなたでも会員になります。

◇共済会費は年三百三十円
会員一人につき年額三百三十円。ただし中学生以下の児童は年額二百八十円。
年の途中で加入された場合も会費は同額で、また会費の分割納入制はとっておりません。

▽弔慰金は五十万円
ケガには見舞金

▽死亡の場合五十万円、
▽六ヶ月以上の傷害の場合十万円、▽三ヶ月以上五万円、▽一ヶ月以上二万円、▽一週間以上五千円、▽一

週間未満二千円（いずれも年令に区別はありません）

ことしもご加入ください

市民交通災害共済

收証（市民相談係にあります）③交通事故証明書（警察署で証明してくれます）
④医師の診断書
◇加入受付はいつでも
加入の申し込みには、次
の方法があります。
①市の担当員が2月十五
日から三月三十一日まで、
各家庭にうかがって

現会員、新規会員のお勧めに回りますので、その際お申し込みください。

（いつも受付ます）
②支所、連絡所管内の方
は、各部落長を通じて申し込み書と会費を添えてお
申し込みください。または支所、連絡所でもけつこう
です。（いつも受付ます）
◇希望により説明会を開催
ご承知のようにこの共済制度は、市民大多数の方に
ご参加いただきませんと、せっかくの本制度実施の趣旨にそいませんし、その運営も円滑にいかないことがあります。

事故にあったら
□交通事故にあつたら、必ずすぐ警察署へ届け出してください。
□相手が自動車なら、ナンバー、運転免許証番号、できるなら、自動車損害賠償保険の番号、名前を聞いておくこと。
□医師の診断を受けておくこと。
□交通事故相談所をご利用ください。市役所市民相談係で取り扱います。

この市民交通災害制度の趣旨をよくご理解の上、多数ご入会くださるようお願ひいたします。
われたら、次の書類添え書き持参して、市役所市民相談係に請求してください。
会員で万一交通事故にあれば、説明会を開きますので、市民相談係へご連絡ください。
泥土、汚水などの飛散の被害を受けたときは、そのぬかる道、水たまり道を行するときは徐行し、泥土、汚水などを飛散しないように注意しましょう。
歩行者のみなさんへ
降雪期もようやく峰を越し雪どけ期に入りました。ぬかる道、水たまり道を行するときは徐行し、泥土、汚水などを飛散しないよう注意しましょう。
運転者のみなさんへ
泥土、汚水などの飛散の被害を受けたときは、そのぬかる道、水たまり道を行するときは徐行し、泥土、汚水などを飛散しないよう注意しましょう。

市民待望の会津図書館新築工事は、城東町母子寮跡の建設現場で雪の中急ピッチで行なわれています。この新築される図書館は鉄筋コンクリート造り地下一階、地上三階、一部四階で敷地面積二千六百三十八平方メートル。書庫は、積層式で十二万五千冊の本を所蔵できます。

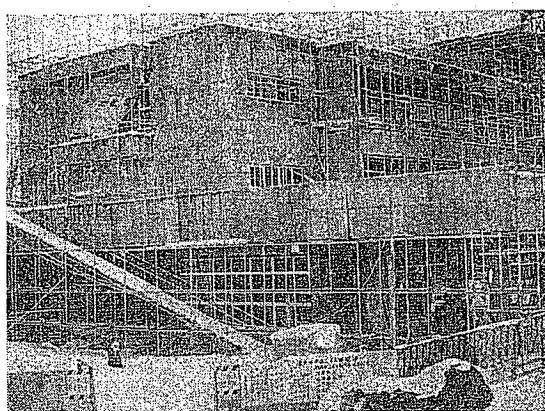
内部は、各閲覧室のほか郷土資料室、特許公報室、視聴覚室、自動車文庫、大議室、プログラム学習室などが設けられ、また、県立図書館会津若松分館も併設されます。そのほか新しい設備としては、本の切り抜きを防ぎ必要個所を複写してサービスするコピー装

置と古文書などの保管と資料提供のためのマイクロフィルム装置が完備されます。これらの設備をそろえた図書館は全国でもめずらしいものです。

現在は本体のコンクリート打ちこみ作業が完了し、窓にアルミ・サッシュの取り付けが行なわれ、内部造作にも作業が進んでいます。残すところ外装、内装の工事が待っているだけで全工程の約六十五パーセントが完了しました。

この会津図書館が今春、新築落成すれば、全会津の貴重な情報センターとして果す役割は大きいことでしょう。

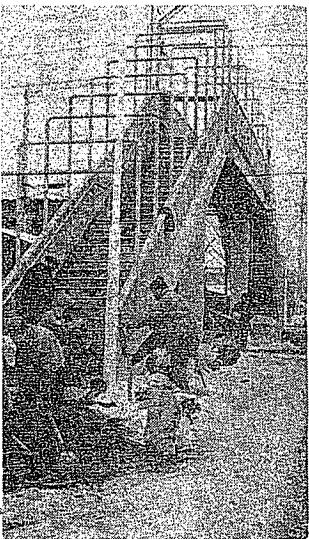
会津若松市立図書館建設



外・内装工事を残すだけの図書館建設

全工程の65%進む

ただ今五カ所で踏切改良工事中



まだ今五カ所で踏切改良工事中

雪が降っても積もらない歩道橋が近く市内におめええします。この歩道橋は、若松土木事務所が昨年末から工事を進めていたもので、栄町四丁目通りの市内でも交通量の多い国道百二十一号線の

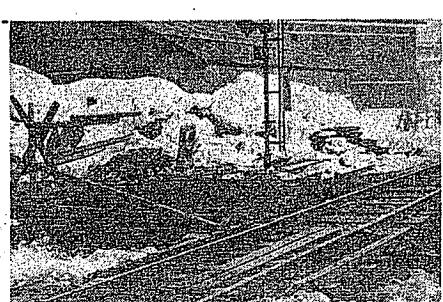
「雪に強い」歩道橋 県内初 市内におめええ

事務所が昨年末から工事を進めていたもので、栄町四丁目通りの市内でも交通量の多い国道百二十一号線の

東・西栄町をまたぐ「栄町歩道橋」。一見普通の歩道橋と変わりませんが、階段や橋げたの平坦な部分の内部にヒーティングケーブルが入っています。このヒーターが自動的にスイッチが入り歩道橋全体を暖め雪を消す仕組みです。

栄町歩道橋は、全長約十四メートル、幅一・五メートルで総工費七百二十万円、完成予定は三月二十五日。

この歩道橋は県内でははじめて、東北地方でも三番目の工事です。歩行者の交通安全保護に大いに役に立つこの栄町歩道橋は市民のみなさんからも期待されているわけです。



東・西栄町をまたぐ「栄町歩道橋」。一見普通の歩道橋と変わりませんが、階段や橋げたの平坦な部分の内部にヒーティングケーブルが入っています。このヒーターが自動的にスイッチが入り歩道橋全体を暖め雪を消す仕組みです。

栄町歩道橋は、全長約十四メートル、幅一・五メートルで総工費七百二十万円、完成予定は三月二十五日。

この歩道橋は県内でははじめて、東北地方でも三番目の工事です。歩行者の交通安全保護に大いに役に立つこの栄町歩道橋は市民のみなさんからも期待されているわけです。

23日に冬季市民体育祭

- 2月23日午前9時から
- バスケット（会工体育館）
- 卓球（会女体育館） 柔道（若商柔道場） 剣道（武徳殿）

止されますので十分ご注意ください。歩行者や自転車の通行はできますが、国鉄会津若松保線区の標示により通行してください。踏切ご利用の方々には大へんご不便をおかけしますがご協力をよろしくお願いします。

七日町・西若松間の北小路踏切と西若松駅南の井高町踏切、町北町地内の藤原街道踏切の五カ所となる

よくお確かめください

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

昭和44年1月1日現在調製の農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧します。登録もれがないかお確かめください。

□ 縦覧期間 2月23日から3月9日まで（15日間）
□ 縦覧場所 選挙管理委員会事務局・支所・連絡所
こどしは、農業委員の選挙が7月に行なわれる予定です。名簿に登録されてないと投票できません。

43年火災状況

3213万冊が灰に



たき火の不注意から出火した1月31日の山鹿町の
脣火臺

昭和43年、本市に発生した火災は80件で3,213万円が灰になりました。県下の各市と比較しますと、発生率は高いというありがたくない記録です。

しかし不幸中の幸いは、いずれも大火にならず、発生率の割には損害額が少ないことです。これは市民のみなさんのいち早い通報と、初期消火の効果といえます。

しかし大火にならないとは誰も保証できません。市民一人一人の火に対する注意が、無火災都市会津若松市を実現する鍵といえます。

昭和四十三年に発生した八十件の火災のうち、住家の非住家の別なく全焼したのは八件です。残り七十二件は半焼、部分焼(ボヤなど)その他(車庫など)となっています。大部分は大事に至らずに消しとめています。しかし発生件数が多いことは、まだ火に対する不注意の多いことを物語っています。

原因別では、放火十四件、石油風呂釜十三件、タバコ九件、子どもの火遊び五件、煙突五件、電気器具五件などとなっています。

放火は例年二・六件位でしたが、四十三年は七月由於に発生した連続放火で、大巾に増加しました。

第二位を占める石油風呂釜は、取扱い不良による異常燃焼です。販売業者においては、利用者に正しい取扱い方法を徹底させるとともに、利用者も毎日自家で使用する器具については、正しい使用方法を理解することは最低のことといえます。

タバコの不始末、子どもの火遊びも火災の大きな原因となっています。タバコは灰皿のある場所で、チケットは子どもの手のとどかない所に……などは機会あるたびにいわれています。

多かつた放火

しかししながら実行されないません。これらのことは大人のチョットした注意で防げるものばかりです。

こどもの火遊びが
大半を占める

卷之三

昭和四十三年に発生した八十件の火災のうち、住家非住家の別なく全焼したのは八件です。残り七十三件は半焼、部分焼（ボヤなど）、その他（車両など）となっています。大部分は大事に至らずに消しとめています。しかし発生件数が多いことは、まだまだ火に対する不注意の多いことを物語っています。

原因別では、放火十四件、石油風呂釜十三件、タバコ九件、子どもの火遊び五件、煙突五件、電気器具五件などとなっています。

放火は例年二・六件位でしたが、四十三年は七月中に発生した連続放火で、大巾に増加しました。

第二位を占める石油風呂釜は、取扱い不良による異常燃焼です。販売業者においては、利用者に正しい扱い方を徹底させるとともに、利用者も毎日自分の家で使用する器具については、正しい使用方法を理解

昭和四十三年、本市では火災によつて一人がなくなったり、三人がけがをしました。また損害額総計は三千二百十三万円で、五十五世帯が罹災し、二百三十九人が焼け出されました。百万円以上の損害を出した火災は七件で、合計二千八百九十五万円です。三百十八万円は残り七十三件の損害です。

百万円以上の損害を出した七件の火災原因を見ますと、子どもの火遊び二件、タバコの不始末二件、豆炭による火災の損害額は千六百八十七万円となり、損害額総計の半分を占めています。くれぐれも注意いたします。

昭和四十三年の救急車の出動回数は五百五十四回で、そのうち交通事故が二百六

七
重

多い交通事故の

全国いっせい
春の火災予防運動
2月28日から3月31日まで
みんなの努力と注意で
無火災都市会津若松市
を築きましょう。

十一回で一番多くなっています。次いで急病百四十九回、一般負傷八十九回、労災災害二十六回などとなっています。

昭和四十二年と比べてみると、全体の出動回数は八回多くなっているだけですが、交通事故は二十九回も多く出動しています。正面急病は十六回も出動が少なくなりました。これは、救急業務の趣旨、すなわち災害や公衆の出入する場所で起きた事故、または政令で定める場合の災害による事故などの傷病者を、医療機関などに緊急に搬送するという趣旨が、理解されたためと考えられます。救急車は便利だからといって、どんな場合でも出動を要請されたら、本当に緊急を要する事故発生の場合、出動が遅れて困ります。この点に市民のみなさんのご協力をよろしくお願いします。

以上昭和四十三年の本市に於ける火災状況を見てきましたが、市民一人一人の注意が、火事を放つことになるのです。

お忘れなく！所得税の確定申告
所得税の総決算ともいえる確定申告と納税は、二月十六日から三月十五日までです。この確定申告は、昨年一年間の所得額を自分自身で計算し、すでに納税済みの分と比べ過不足を精算するためのものです。
地方税の個人事業税、住民税の申告期間も三月十五日までですが、所得人のため税務署では署内に相談所を設けて相談することにしておられますからご利用ください。
財産をもらったときの贈与税
贈与税は、昨年一年間に土地や家屋、現金や預金、株式など、原則として合計四十万円をこえる財産をもらった人にかかる税金です。
ところで、財産の贈与はおもに親と子や、夫と妻の間などのように親族の間で行なわれることが多いので財産の贈与を受けても贈与税がかかることがあります。贈与税の申告と納税は三月十五日まで。

し尿汲み取り日程

3月1日から変更!

昨年8月から、し尿の月1回片押し計画汲み取りを実施しましたが、これまでの汲み取りには無理がありましたので、計画を変更して、計画になかった特別清掃地域やその他の地域も計画に入れ、3月1日から実施になります。汲み取り日は、今までの曜日指定ではなく、その月の初めからにするなど、市民サービスの向上とこの制度の運営をスムーズに進めるため、合理的な改善をはかるものです。

汲み取り日程について

今までの曜日指定には月の初めに空白が多く、毎月の日程にズレが出ていたため、これを改めて、その月の第1日目から日程表にしたがって汲み取ることになります。

(ただし日曜・祭日は翌日にくり下がります。たとえば20日までの間に日曜・祭日がある場合は、23日目が汲み取り日です。)

なお、計画どおりに汲み取りができますよう、家庭の都合で留守になる場合には、お隣りにでも頼んでおいて、不在の場合にも汲み取りができるよう、ご協力願います。

これまでの日程との関係

月1回片押しに汲み取る各町内別の順序は、これまでとほぼ同じです。日程に無理がないよう、またこれまでよりいくらか計画区域が増えることなどから、汲み取りが確実にできるよう、4日間だけ全体として日延べになります。

汲み取り料金の集金

これまでどおり、水道料金と合わせて、汲み取り後3日目頃、できる限り昼間集金にお伺いします。不在の場合は近所に頼んでおかれるなど、集金にご協力ください。

し尿汲み取り日程表

会津清掃収集区域		第一清掃収集区域		若松清掃収集区域	
汲取日	町名(街区)	汲取日	町名(街区)	汲取日	町名(街区)
1日目	南花畠(全部) 錦町(全部)	1日目	南町(全部).城南町(2.3.4)	1日目	石堂町(全部)
2日目	米代二丁目(全部).米代一丁目(2.3.4.6)	2日目	城南町(1).追手町(全部)	2日目	金川町(全部).西七日町(5.6.7.8.9.10.11.12.13.14)
3日目	米代一丁目(1.5) 山鹿町(全部)	3日目	東栄町(1.2.7.8.9) 東栄町(3.4.5.6.10.11)栄町(1.6)	3日目	藤室南、湯川東 西七日町(1.2.3.4).七日町(3.4.5)
4日目	西栄町(全部)	4日目	栄町(2.3.4.5.7.8)	4日目	七日町(1.2.6.7.8)
5日目	中町(全部)	5日目	宮町(1.2.3.4.5.6.7)	5日目	七日町(9.10.11.12.13.14)
6日目	日新町(1.2.3.4)	6日目	宮町(8.9.10).徒之町(全部)	6日目	城北町(全部)
7日目	日新町(5.6.7.8.9.)	7日目	上町(1.2.3.4.7.8.9)	7日目	大町一丁目(全部)
8日目	日新町(10.11.12.13)	8日目	上町(5.6).行仁町(4.5.6.13)	8日目	大町二丁目(全部)
9日目	日新町(14.15.16.17)	9日目	行仁町(1.2.3.7.8.9.10)	9日目	大町堅町.大町二之堅町.大町三四之堅.大町一之町.大町二之町.大町三之町.大町四之町馬場下一之町.馬場下二之町.馬場下三之町馬場下四之町.馬場一之堅町.馬場二之堅町馬場三之堅町.馬場四之堅町
10日目	八日町(全部).柳橋本 神指黒川.湯川東.東城戸	10日目	行仁町(11.12).千石町(1.5.6.7.8.9)	10日目	馬場下五之町.大町名子屋町.馬場名子屋町(一部).石堂字当麻東石堂字上坂之下(一部)
11日目	本町(全部)	11日目	千石町(2.3.4) 南千石町(全部)	11日目	馬場名子屋町(一部).石堂字上坂之下(一部).石堂字馬場道東.石堂字馬場下.上蚕養字石仏.上蚕養字石堂境.上蚕養字柿ノ木.上蚕養字町後
12日目	新横町(全部) 湯川町(8.9)	12日目	花春町(全部)	12日目	馬場町(全部)
13日目	湯川町(1.2.3.4.5.6.7)	13日目	天寧寺町(全部)	13日目	馬場本町(全部)
14日目	緑町(全部)	14日目	東山町(天寧.慶山)	14日目	昭和町(全部)
15日目	川原町(全部)	15日目	宝町(全部)	15日目	相生町(全部)
16日目	城西町(全部)	16日目	東山町(院内)	16日目	旭町(全部)
17日目	御旗町(3)	17日目	東山町(湯本)	17日目	一箕町中村
18日目	御旗町(1.2.4.5)	18日目	城前(全部)	18日目	
19日目	御旗町(6.7.8.9.10)	19日目	城東町(1.2.3.4.5.6.7.8.9.10)	19日目	
20日目	住吉町(全部).材木町 一丁目(9.10)	20日目	城東町(11.12.13.14.15.16)	20日目	
21日目	材木町一丁目(1.2. 3.4.5.6.7.8)	21日目	花見ヶ丘(全部)	21日目	
22日目	材木町二丁目(全部)	22日目	年貢町(一部).南町 豊町.門田年貢(一部)	22日目	
	幕の内.日吉.飯寺. 大川町.柳土手.柳原 門田日吉		中野.館脇.漆器団地. 小金井団地.表町(全 部).菖の牧(一部)		

くみ取りについて
電話の問い合わせは

○市役所清掃課

3-1111(代表)

内線235・236

○会津清掃有限会社

2-0269

○第一清掃有限会社

2-2837

○若松清掃株式会社

2-2524

私に名前をつけて!

—広報紙の名称募集—

毎月2回、みなさんのお手もとに届いている、会津若松市の広報紙の名称は「会津若松市政だより」ですが、市役所では、この広報紙を、もっと親しみやすいものとするため、市民のみなさんから、新しい広報紙の名称を募集します。ユニークな名前をふるって応募してください。

□募集要領 ①本市在住者に限る。②郵便はがきを用い、1枚に1点、名称を記入のこと。③住所、氏名、年令、職業を必ず記入のこと。④小中学生は学校名を記入すること。⑤締め切りは3月12日。

□送り先 会津若松市役所市長公室広報係
□賞 入選1点5千円、佳作3点各1千円

□審査員 会津ペンクラブ会長鈴村満・会津文化協会会長星野正三・NHK若松放送局長鶴田一郎・会津若松市教育委員長峯岸慶次郎・会津若松市役所市長公室長松本善夫
□審査日 3月15日
□入選発表 広報紙4月1日号
□版権は、会津若松市役所市長公室に帰属するものとする。

被保険者は五万六十一人
みなさまとともに育つてきました。国民健康保険は、ことし3月で満十一歳を迎えるとしています。そこで国保財政をじっくり見つめ将来への心がまえをあらたにしたいと思います。

国民健康保険とはみなさんが承知のとおり、病気やケガでお医者さんにかかる場合治療代の七割を市が負担する仕組みになっています。その運営資金としてみんな方に保険税を納め、國も負担して、

そこで本市の昭和四十二年度決算による保険税と医療費との比較をみてみます。

△世帯数 一万三千三百六十一人 △保険税 一億六千九百五十三万九千円 △医療費市負担分 三億八千九百三十七万一千円

国保財政のあらまし

いるわけです。

ところがこの資金には限

ります。

がちよつと増えると国民健

保険の財政が苦しくなり

ます。

年一人平均四・〇九回病

院を訪れ、一人当り一万一千二百十二円、一世帯当

り四万二千七十九円、一

人当り市負担分七千七百七

十七円と多額のお金を使

っています。

年一人平均四・〇九回病

院を訪れ、一人当り一万一千二百十二円、一世帯当

り四万二千七十九円、一

人当り市負担分七千七百七

